

仕 様 書			
件名	令和4年度大分分屯地で使用する電気	作成年月日	令和3年12月14日
		所 属	大分分屯地
		作 成 者	防衛技官 日 隈 吉 弘
<p>1 【概 要】</p> <p>(1) 需要場所 大分県大分市大字鴛野129 陸上自衛隊 大分分屯地 (供給地点特定番号：09-1100-0016-7431-0000-0000)</p> <p>(2) 業種及び用途 官公署（国家事務）</p> <p>2 【仕 様】</p> <p>(1) 電気方式、標準電圧、周波数 等</p> <p>ア 供給電気方式 : 交流3相3線式</p> <p>イ 供給電圧（標準電圧） : 6,600V</p> <p>ウ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V</p> <p>エ 周 波 数 : 60Hz</p> <p>オ 受電方式 : 1回線受電(本線)</p> <p>カ 受電設備の総容量 : 2,060kVA</p> <p>キ コンデンサ取付容量 : 95.7kvar</p> <p>ク 蓄熱式負荷設備の有無 : 無</p> <p>(2) 契約電力、予定電力使用量</p> <p>ア 契約電力 [334kW] (供給開始後はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、電気事業者において特段の定めがある場合は、甲乙協議の上契約電力を決定する。)</p> <p>イ 予定電力使用量 [1,168,000kWh] (月別予定電力使用量は別紙のとおり)</p> <p>(3) 供給電気の種類等 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。 参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 付紙第2 Going 100%-RE100 (http://there100.org/going-100)</p> <p>(4) 使用期間</p> <p>自 令和 4年 4月 1日 0時00分</p> <p>至 令和 5年 3月 31日 24時00分</p> <p>(5) 電力量の検針</p> <p>ア 自動検針装置 : 有</p> <p>イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針</p> <p>ウ 電力量計構成 : 変成器付複合計器（時間帯別・精密級）</p> <p>(6) 需給地点 大分分屯地の構内1号柱に設置したPASに九州電力の施設した110シ711号柱より引き込んだ電源側接続点</p> <p>(7) 電気工作物の財産分界点 上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。</p> <p>(8) 保安上の責任分界点 上記需給地点に同じ</p>			

(9) 対価の支払方法

- ア 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。
- イ 乙は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。
- ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
- オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

3 【その他】

- (1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
 - 200KVA 1台
 - 20KVA 1台
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び再エネ賦課金は含めないこと。また、再エネ比率100%に係る付加金等は含めるものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和4年度 大分分屯地月別予定使用電力量

項目 月	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)			
		昼間電力量	夜間電力量	ピーク時電力量	合計
4	334	40,000	35,000	0	75,000
5	334	34,000	35,000	0	69,000
6	334	50,000	32,000	0	82,000
7	334	51,000	44,000	16,000	111,000
8	334	54,000	50,000	17,000	121,000
9	334	51,000	51,000	16,000	118,000
10	334	57,000	46,000	0	103,000
11	334	40,000	39,000	0	79,000
12	334	57,000	48,000	0	105,000
1	334	55,000	54,000	0	109,000
2	334	55,000	45,000	0	100,000
3	334	55,000	41,000	0	96,000
合計		599,000	520,000	49,000	1,168,000